

【概要資料】（仮称）未来につなぐ川西市中小企業振興条例（案）要綱

Ⅰ．背景とねらい

【前文】

川西市は、猪名川上流に位置し、自然と都市の利便性が調和した住宅都市として発展してきました。本市では、小規模企業者をはじめとする中小企業を、地域経済と雇用を支える重要な役割を担う存在と位置づけています。

本市は、人口の減少、少子化及び高齢化の進行に伴う経営環境の変化など、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化する中で、市民が豊かな暮らしを実感でき、創業に挑む事業者を成長させ、それを支える風土を醸成することで、これからの社会を担うこどもたちのためにも、夢に向かって挑戦できる未来につなぐまちづくりを築きます。

そのためには、地域産業の基盤を支える中小企業の成長及び持続的な発展が不可欠であることから、本市及び商工会が新たな創業の支援や既存企業の持続的経営を後押しし、中小企業、金融機関、大企業、事業者団体、市民など、多様な主体が連携することで、地域経済及び社会に活力ある未来をめざします。

ここに、中小企業が地域経済及び社会の発展に重要な役割を担うべき存在であるという認識を共有し、地域社会が一体となって中小企業の振興に取り組むためにこの条例を制定します。

背 景

川西市は、近年、人口減少や少子高齢化、物価高騰といった社会経済情勢の変化により、中小企業の経営環境は厳しさを増してきています。

こうした環境変化がありながらも、中小企業は川西市における経済や地域の活力を支える欠かせない存在であり、市としてこれらの企業を支えていく必要性はますます高まっています。

ね ら い

これまで、川西市産業ビジョンを策定・推進することで、地域経済を支える商業基盤の強化や市民生活との深い連携を図る施策を推進し、市と中小企業が共に歩む体制づくりを進めてきました。

今後さらに、商工会や地域の経済団体の機能を強化し、新たな創業支援や既存事業者の持続可能な経営を後押しすることが、今後の地域経済の活性化にとって不可欠です。このような取り組みを進める中で、市全体が一丸となり、中小企業が成長し、地域に根ざした持続可能な発展を実現できる仕組みを推進するとともに、これからの社会を担うこどもたちが夢を持ち、まちに愛着が持てる環境作りを行い、地域の活力を未来につないでいけるような社会基盤を構築します。

Ⅱ．各条文の主なねらい

（Ⅰ）第Ⅰ条 目的

この条例は、中小企業に関係する多様な主体が地域経済において果たすべき役割を明らかにし、地域社会の連携を促進するとともに、中小企業の成長及び持続的な発展に必要な制度その他の環境を整備することにより、中小企業の振興を図り、地域経済の活性化を実現することで、もって安定的かつ健全なまちづくりを将来にわたって達成することを目的とする。

この条例に掲げる目的を達成するため、この条例では、「未来につなぐ」と「連携」を特に重要と捉えたキーワードとして、第 2 条以下を明文化しています。

（Ⅱ）第 2 条～第 4 条 定義、基本理念、基本方針

第 2 条の定義は、この条例で定める主体者の説明です。また、第 Ⅰ 条の目的を達成するために、第 3 条の（基本理念）と第 4 条の（施策の基本方針）を明文化しています、特に重要と捉えたキーワードの「未来につなぐ」と「連携」に係る条文を以下のとおり抜粋しています。

①「未来につなぐ」に関する条文

第 3 条（基本理念）

- 1 新たな事業に挑戦する中小企業及び既存の中小企業が、地域特性を生かしながら、市等と連携し、挑戦し続け共に支え合う風土を醸成すること。
- 4 中小企業及び市民等が共に成長し、こどもたちが夢と希望をかなえることができる活力ある未来を築くこと。

第 4 条（施策の基本方針）

- 1 地域特有の魅力、資源等を生かした新たな事業を創出しようとする中小企業及びその事業を支援する制度を整備すること。
- 6 中小企業の挑戦及び成長が、こどもたちの生活や教育環境の向上に結びつくよう、次世代の豊かさを支える地域づくりを進めること。

②「連携」に関する条文

第 3 条（基本理念）

- 2 中小企業、大企業、金融機関、商工会、事業者団体、市民等及び市の多様な主体が、それぞれの役割を果たし、連携を通じて地域経済を発展させること。

第 4 条（施策の基本方針）

- 3 中小企業が互いに又は大企業と連携・協働し、新たな価値及びビジネス機会を創出する環境を整備すること。

（３）第５条～第１１条 定義に定める主体者のそれぞれの役割・責務

「未来につなぐ」と「連携」をキーワードとして、定義に定めるそれぞれの主体者の役割・責務を明文化しています。

なお、特に重要と考えられる「中小企業」の役割及び「商工会」、「市」の役割について、抜粋して補足説明します。

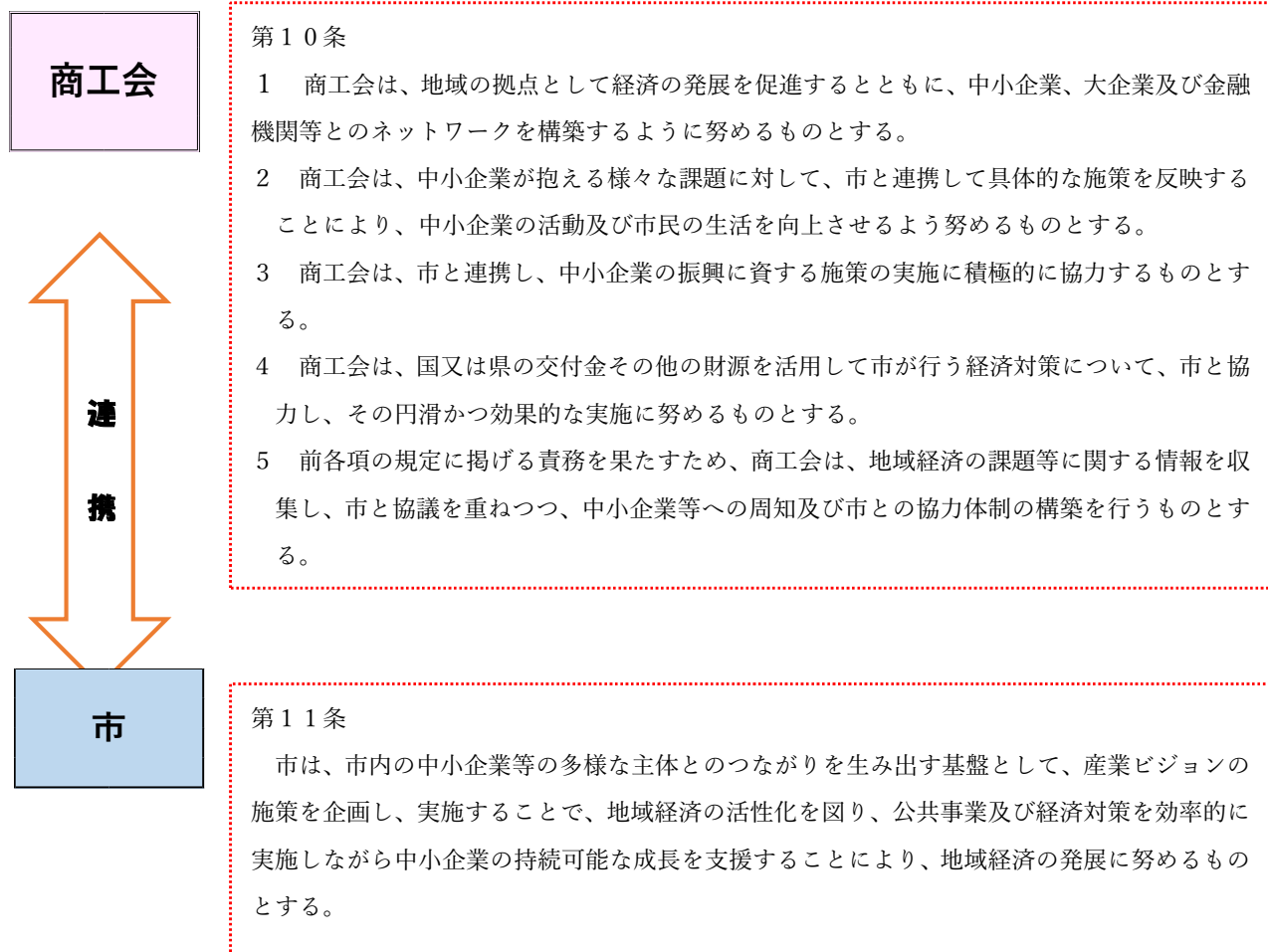
①【中小企業の役割について】

第５条

- 中小企業は、市民生活を支える雇用機会及びサービスを提供し、地域経済の発展に努めるとともにまちづくりに貢献するものとする。
- 中小企業は、自らの競争力を高めながら、経営環境の変化に応じた事業活動の向上及び改善に努めるものとする。
- 中小企業は、商工会及び事業者団体に積極的に参加し、市が実施する中小企業の振興に関する施策へ協力するよう努めるものとする

本条例においては、中小企業が地域経済の中核的な担い手であるとの認識のもと、その役割を明確に位置づけております。加えて、商工会等と連携し、地域全体の産業振興に積極的に参加することにより、相互に支えあう経済基盤の強化を図ることを期待しています。

②【市と商工会の責務について】



市及び商工会の役割を責務とし、市と商工会が連携して中小企業振興の施策を具体化し、地域経済と市民生活の向上につなげます。

さらに、協議の場を設置し、中小企業の経済状況や課題を共有し、必要な施策について協議し、その結果を具体的な施策の策定や実施に反映させるプロセスを確立します。

これらを実施し、地域経済の課題解決において双方の役割と責務が明確化されるよう、施策の実施につながる連携が制度的に担保され実行性のあるものとする必要があります。

③【条例第１２条 協議の場の設置】

- 市長及び商工会の代表者は、年度毎に１回以上、市内中小企業の経済状況及び課題を共有し、必要な施策について協議する場を設けるものとする。
- 前項の協議において、商工会は施策に関する提案を行い、市はこれを十分に尊重し、施策の策定及び実施に反映するよう努めなければならない。
- 市及び商工会は、国又は県の交付金等を活用する経済対策を市が実施する場合においても、その内容を共有し、適切かつ迅速に実施できるよう連携しなければならない。

現状、市と商工会の意見交換は、個別協議や要望が主なものとなっており、本条例制定を契機に、産業振興施策を「協働で創る」仕組みを構築します。

そのためには、建設的な関係を制度的に担保することが重要と考え、協議の場の目的とルールを明確化し、令和８年度から運用を開始いたします。

位置づけ：本協議の場は、条例第１２条に基づく「政策協議の場」とし、予算・要望協議とは明確に区別し、テーマを定め、対等・協働の立場での懇談形式で意見を交換します。

開催頻度：定期的に少なくとも年１回以上開催し、市や商工会の次年度予算制定時期に対応します。また、経済対策など重要事項を決定する際には臨時開催します。定期開催以外でも、市または商工会のいずれかの要請によって開催可能とします。

（４）条例第１３条～１４条 産業ビジョンの策定・実施

第１３条 市は、中小企業の振興及びその他市の産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、川西市産業ビジョンを定めるものとする。

第１４条 市は、産業ビジョンに基づき、関係機関等と連携して、総合的かつ計画的に施策を実施するものとする。

- 市は、産業振興に関する施策の進捗状況を把握し、社会経済情勢が変化に適應する内容にしなければならない。

産業ビジョンは引き続き策定し、この推進を実効性のある施策として位置付け、PDCA サイクルを回しながら、現場の柔軟なニーズに対応できる仕組みを整備します。